

おしらせ

令和 7 年 7 月 発行

大阪市都市整備局

淡路・三国東土地区画整理事務所

電話 06-6399-1392

FAX 06-6399-1476

■第50回・第51回土地区画整理審議会を開催しました

令和 6 年10月30日(水)及び令和 7 年 1 月14日(火)に当事務所で、第50回及び第51回三国東地区土地区画整理審議会を開催しました。本審議会では、施行者から諮問した仮換地指定の変更に関する案件計 2 件についてご審議いただき、すべて「原案どおり可とする」答申を得ました。

また、あわせて地区計画の変更案につきましてもご報告いたしました。

■令和7年度の工事実施箇所について

令和 7 年度の工事予定箇所及び過年度の工事済み箇所を裏面に記載しておりますのでご参照ください。

<移転がお済でない方へ>

■早期の「建物調査」に取り組んでいます※1

まだ移転時期が来ていない建物所有者の方で、移転に先行して「建物調査」を希望される方は、当事務所までお問い合わせください。※2

※1 先行して「建物調査」をすることにより、移転時期に速やかに手続きを進めることができます。

※2 「建物調査」を実施しても建物補償金額の提示は、移転時期が来てからになります。

■「換地不交付」をご存じですか？

～仮換地の指定を取り消して従前の土地を金銭清算できます～

仮換地の引き渡しがお済みでない土地所有者の方から、「換地不交付」を申し出いただくことにより、将来仮換地をお渡しする代わりに、従前の土地を金銭で清算し、仮清算金を受け取ることができます。

ただし、換地不交付の適用には一定の条件がございますので、詳しくは当事務所までお問い合わせください。

大阪市行政オンラインシステムを活用した電子申請サービスを令和 6 年 4 月 1 日から開始しました

大阪市都市整備局では、令和 6 年 4 月 1 日から区画整理関係手続きの一部の申請等について「大阪市行政オンラインシステム」を活用した電子申請サービスを開始しました。

これまで窓口で行っていた申請等が、タブレットやスマートフォンなどからも提出できるほか、手数料等の支払いができるようになります。手数料の支払いは、電子決済（クレジットカード、PayPay 等）の支払いができるようになります。

電子申請が可能な手続きは次のとおりです。

・仮換地証明証の発行…仮換地証明書の発行申請には、マイナンバーカード等の電子申請書が必要です。

- ・土地区画整理境界明示申請
- ・土地区画整理境界明示申請（土地区画整理法 7 6 条）
- ・施行者管理地の一時使用許可申請

※ご利用には大阪市行政オンラインシステム利用者情報の登録が必要です。

※窓口又は郵送による申請もこれまでどおり行えます。

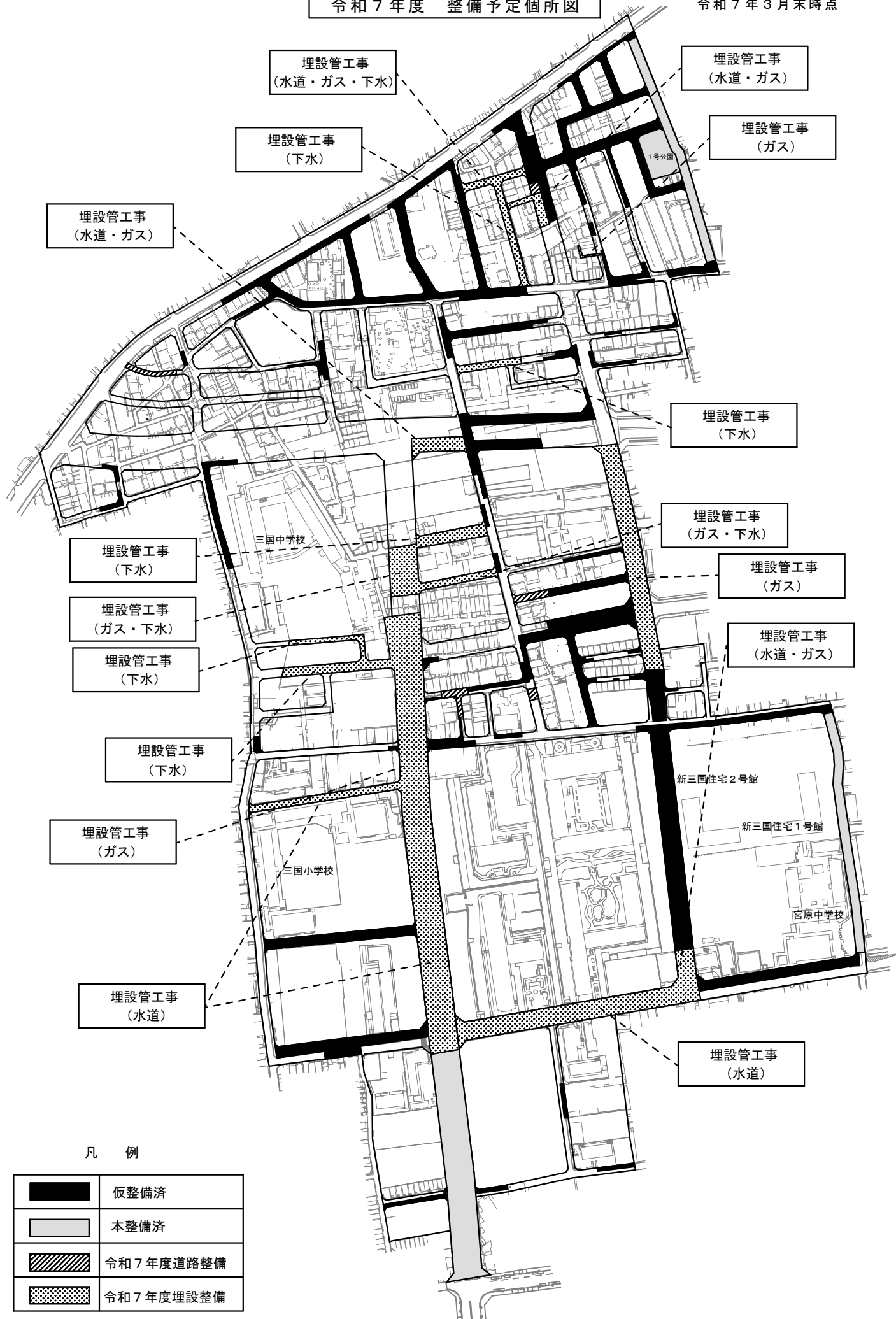
※窓口による申請にかかる手数料の支払いは従来どおり現金のみとなります。



【行政オンラインシステム】

令和7年度 整備予定箇所図

令和7年3月末時点



埋設管工事
(水道・ガス・下水)

埋設管工事
(水道・ガス)

埋設管工事
(下水)

埋設管工事
(ガス)

埋設管工事
(水道・ガス)

埋設管工事
(下水)

埋設管工事
(下水)

埋設管工事
(ガス・下水)

埋設管工事
(ガス・下水)

埋設管工事
(ガス)

埋設管工事
(下水)

埋設管工事
(水道・ガス)

埋設管工事
(下水)

埋設管工事
(ガス)

埋設管工事
(水道)

埋設管工事
(水道)

三国中学校

三国小学校

新三国住宅2号館

新三国住宅1号館

宮原中学校

1号公園